

名古屋高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分取消請求控訴事件
国側当事者・国（四日市税務署長）
平成20年9月29日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 所得税法36条1項（収入金額）に定める各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額の意義（原審判決引用）
- (2) 納税者と納税者が代表者を務める同族会社との間で締結した事業用借地権設定契約（本件契約）は、両者に共通の錯誤があり無効であるとの納税者の主張が、納税者の主張する錯誤の内容からすると、納税者は土地の使用貸借との認識であったことになるところ、当該契約書を一読すれば、納税者と同族会社との間の契約が使用貸借になどなっていないことは容易に把握でき、また、納税者は不動産業を営む者であり、当該契約書に自分でも目を通したというのであり、かつ、顧問税理士にも内容を確認しているのであって、拙速に当該契約を締結したという事情もないから、納税者は当該契約の内容を検討する能力も機会も有していたとして排斥された事例（原審判決引用）
- (3) 本件契約の内容では、納税者が代表者を務める同族会社は恒常的に損を被ることになるもので、経済的合理性を欠き、その内容を認識していたら契約するはずがないとの納税者の主張が、納税者は納税者と同族会社とを一体的にみて経済的利益を把握していた可能性も高く、同族会社の立場からみて契約内容に経済的合理性があるかどうかという点を意識することなく、本件契約を締結したとしてもあながち不自然ではないとして、排斥された事例（原審判決引用）
- (4) 納税者は、納税者が代表者を務める同族会社に対して借地料に係る債権を有していたものと認められ、納税者が同族会社から現実には借地料の支払を受けていなくても、支払期日が到来した時点で、借地料に係る債権は確定的に発生しており、未収債権として納税者に帰属していたから、借地料は、納税者の不動産所得の総所得金額に算入すべきであるとされた事例（原審判決引用）
- (5) 不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される費用の意義（原審判決引用）
- (6) 不動産賃貸業を営む個人の所有する土地で、ある年度において未だ貸付けの用に供されていなかったものに係る固定資産税が、その年度における「所得を生ずべき業務について生じた費用」と認められるためには、その者がその主観において当該土地を貸付けの用に供する意図を有しているというだけでは足りず、当該土地がその形状、種類、性質その他の状況に照らして、近い将来において確実に貸付けの用に供されるものと考えられるような客観的な状況にあることを必要とするものと解すべきであるとされた事例（原審判決引用）
- (7) 本件契約の対象となった遊休地について、その対象となった部分が本件契約締結前から確実に貸付けの用に供されるものと考えられるような客観的な状態にあったということはできないし、また、本件契約の対象とされていない部分が、本件契約締結後、確実に貸付けの用に供されるものと考えられるような客観的な状態にあったというのは困難であるから、それらに係る固定資産税は、納税者の不動産所得の必要経費に算入することはできないとされた事例（原審判決引用）
- (8) 交際費を所得税法上の必要経費として計上するためには、当該交際費が、事業活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上必要な費用であることが客観的に認められなければならないところ、納税者の青色決算書に記載された交際費の金額のうち、国側が必要経費に算入されないと主張する部分につ

いては、納税者の不動産所得の事業活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上必要な費用であることを裏付ける証拠はないから、納税者の不動産所得の必要経費に算入することはできないとされた事例（原審判決引用）

- (9) 納税者が「その他8名」分とし計上した給与賃金のうち、4名については、氏名も不明であるし、就業状況や給与賃金の計算根拠等を裏付ける客観的資料が何ら存在しておらず、さらに、納税者の妻は、税務調査において、青色申告決算書では架空の金額を上乗せしていた旨の申立書を作成していることなどからすると、当該給与賃金のうち、国側が主張する金額との差額については、納税者の不動産所得の必要経費に算入することはできないとされた事例（原審判決引用）

判 決 要 旨

- (1) 所得税法36条1項は、現実の収入がなくとも、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、その権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用するものである。
- (2)～(4) 省略
- (5) 所得税法37条1項（必要経費）、同法45条1項（家事関連費等の必要経費不算入等）及び同法施行令96条（家事関連費）の規定からすれば、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される費用とは、不動産所得の総収入金額を得るために直接要した費用の額、これらの所得の生ずべき業務について生じた費用の額及び家事関連費のうち業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができるものでなければならない。
- (6)～(9) 省略
- （第一審・津地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年4月3日判決、本資料258号ー78・順号10936）

判 決	
控訴人（1審原告）	甲
同訴訟代理人弁護士	森山 文昭
同	伊藤 雅宜
被控訴人（1審被告）	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	四日市税務署長
	笥 敏正
同指定代理人	九岡 芳彦
同	上田 正勝
同	手島 尚幸
同	林 亮二
同	浅野 真哉

- | 主 文 | |
|-----|-----------------|
| 1 | 本件控訴を棄却する。 |
| 2 | 控訴費用は控訴人の負担とする。 |

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決（ただし、原判決主文第1項において、四日市税務署長が平成16年3月12日付けでした控訴人の平成14年分所得税に係る重加算税賦課決定処分の取消しを求める部分につき、これを却下した部分を除く。）を取り消す。
- (2) 四日市税務署長が平成16年3月12日付けでした控訴人の平成12年分所得税の更正のうち総所得金額114万7994円、納付すべき税額8万60300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定（ただし、平成16年6月29日付けでなされた異議決定及び平成17年6月28日付けでなされた審査裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (3) 四日市税務署長が平成16年3月12日付けでした控訴人の平成13年分所得税の更正のうち総所得金額169万4385円、納付すべき税額18万51500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定（ただし、平成16年6月29日付けでなされた異議決定及び平成17年6月28日付けでなされた審査裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (4) 四日市税務署長が平成16年3月12日付けでした控訴人の平成14年分所得税の更正のうち総所得金額140万5886円、納付すべき税額9万63500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定（ただし、平成16年6月29日付けでなされた異議決定及び平成17年6月28日付けでなされた審査裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、有限会社A（以下「A」という。）の代表取締役を務める傍ら不動産賃貸業を営んでいる控訴人が、平成12年分ないし平成14年分の所得税について、四日市税務署長（以下「処分行政庁」という。）から、控訴人の確定申告には控訴人所有地の賃貸料収入が不動産所得の総収入金額に計上されておらず、また、交際費などの一部が不動産所得の必要経費として認められないとして、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分並びに平成14年分に係る重加算税賦課決定処分を受けたことにつき、被控訴人に対し、これらの各処分（ただし、いずれも異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの。更正処分については控訴人が申告した税額を超える部分に限る。）の取消しを求めた事案である。

原判決は、上記のうち、平成14年分に係る重加算税賦課決定処分の取消しを求める部分については、異議決定及び審査裁決を経ておらず不適法であるとして、訴えを却下し、その余の部分につき、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

なお、控訴人は、原判決に対する不服の範囲を、上記訴えの却下部分を除く部分に限定している。

- 2 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「第2 事案の概要」

欄の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(1) 1 当裁判所も、本件重加算税賦課決定処分の取消しを求める部分を除く控訴人の請求は、
～(9)】 これを棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決「第3 当裁判所の判断」欄の
2ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 なお、控訴人は、控訴理由において、本件における4つの主たる争点のうち、とりわけ、本件契約上、Aから控訴人に対して支払われることとされている月額125万円のE借地料が、控訴人の不動産所得の総収入金額に算入されるかという点について、本件契約中の上記125万円の支払合意の部分は、控訴人及びAに錯誤があり無効である旨を縷々主張するが、いずれも証拠と照らし合わせると、極めて不自然、不合理な主張であって到底採用し難く、丁寧に証拠を検討した上、錯誤無効の主張を認めなかった原判決の判断に誤りはないから、控訴人の主張には理由がない。

第4 結論

よって、原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 高田 健一

裁判官 尾立 美子

裁判官 上杉 英司